

行政書士登録（入会）案内

北海道行政書士会

令和8年9月1日

1 行政書士登録

行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、日本行政書士会連合会に対し、その事務所を設けようとする都道府県の行政書士会を経由して、登録の申請を行い、行政書士名簿に登録を受けなければなりません。

(1) 欠格事由

行政書士となる資格を有している者であっても、行政書士法第2条の2各号に規定する欠格事由に該当する者は、行政書士になることができません。

(2) 登録の拒否

行政書士法第6条の2第2項に規定する心身の故障により業務を行うことができない者、行政書士の適格性を欠く者は、登録を拒否されます。

(3) 業務執行上の遵守事項

行政書士法並びに関係法令及び都道府県行政書士会の会則等を遵守するとともに、行政書士自らの責任において適正に業務を執行することを前提としており、行政書士が業務を行うため行政書士又は行政書士法人以外の他人に雇用されることはできません。

2 行政書士会の入会及び退会

行政書士は登録を受けたとき、その事務所の所在地の属する都道府県の行政書士会の会員となり、登録を抹消されたときに、その所属する行政書士会を退会することになります。

3 行政書士事務所

(1) 個人開業行政書士の事務所

行政書士業務の公正保持と事務所の安定を期し、依頼者の信頼に応えその利便に供するため、設置の際は十分留意してください。

- ① 行政書士は、事務所を1カ所設置しなければならないこと。
- ② 行政書士事務所の表札を掲示すること。
- ③ 事務所の出入口、間仕切り等事務所の独立性を確保すること。
- ④ 自宅等内に事務所を設置する場合には、リビング等の居住空間を通らずに入り口から直接に事務所とする部屋へ行けることが確認できること。
- ⑤ 他士業兼業者の場合であっても、他士業と同一の場所に事務所を設置すること。
- ⑥ 他の行政書士及び他士業者と同一室内に、共同・合同事務所を設置できること。
- ⑦ 士業以外の法人等の事務所内に事務所を設置する場合は、独立した完全個室を原則とし、パーティション等を設置する場合は、消防法その他関係法令に注意し、必要に応じて対処すること。

- ⑧ レンタルオフィスの場合で、天井と壁の間に隙間があるタイプのオフィスは原則として不可とする。

※申請時に天井と壁の間の隙間の有無がわかる写真を添付すること。

(2) 社員行政書士又は使用人となる行政書士の事務所

社員行政書士は社員となる行政書士法人の所属事務所を登録し、使用人となる行政書士は主に勤務する行政書士又は行政書士法人の事務所を登録することになります。

4 登録申請手続き等

- (1) 登録申請書（指定様式）にご記入の上、提出書類を添えて下記送付先までお送り下さい。

送付先 北海道行政書士会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館

TEL011-221-1221 fax 011-281-4138

※窓口にて提出される場合は必ずご予約をお願いいたします。

- (2) 受理した登録申請書は、本会の行政書士登録調査委員会で調査した上、日本行政書士会連合会に進達し、同連合会で審査を行い行政書士名簿に登録されます。
- (3) 登録された行政書士には、「行政書士登録証」、「行政書士証票」等を本会において会長より交付します。交付日時については、登録後、別途ご案内します。
- (4) 登録までの所要期間は、概ね2ヶ月程度です。

5 登録に要する経費 ～ 登録申請書類提出時に納入していただきます。

登録免許税 30,000 円

登録手数料 25,000 円

入 会 金 200,000 円

会費(月額 6,000 円、3ヶ月分前払い) 18,000 円

6 斡旋物品

職印その他業務に必要な物品を斡旋しております。

7 登録申請書類

登録申請に必要な提出書類一覧表及び登録申請書（指定様式等）は、ダウンロードの上、ご使用ください。ダウンロードができない場合は「行政書士登録（入会）申込書」に記入の上、郵送・FAX・メール、どの形式でも結構ですのでお申し込みください。追って必要書類等をお送りします。

行政書士登録（入会）申込書

申 込 者	ふりがな 氏 名			資 格	※試験合格・公認会計士 弁 護 士・税 理 士 弁 理 士・行政事務歴
	住 所	〒 電話 ()			
	属 性	※ 個人開業・行政書士法人の社員・行政書士又は行政書士法人の使用人			
	事 務 所 予 定 地				
	現在、他に 勤務中の方	勤 務 先 名			
		業 務 の 内 容			

※ 印の欄は、該当するところを○で囲む。

事務所の所有権・形態（個人開業の場合のみ記入）

事務所とする建物の所有区分	事 務 所 の 形 態		
	自 宅 兼 事 務 所	自宅以外の独立事務所	共同・合同事務所
自 己 所 有			
申請者の親族の所有			
他 人 の 所 有			

※ 該当する欄に○印を記入。

上記のとおり、登録（入会）の申込をいたします。

令和 年 月 日

申込者氏名

印

北海道行政書士会会長 様